

誰もが「幸せ」になる
ユニバーサル社会の実現を目指して

静岡県工賃向上計画 (平成30年度～平成32年度)

～障害のある人が地域で自立した生活を送るために～

平成30年3月

静岡県

目次

I	工賃向上計画の概要	1
1	静岡県工賃向上計画の概要	1
II	前「工賃向上計画」期間中の取組状況	3
1	前「工賃向上計画」期間中の工賃の状況	3
2	前「工賃向上計画」期間中の成果	4
III	目標工賃額の設定	6
1	地域で自立した生活を送るための目標工賃額	6
2	各事業所が目指すべき目標工賃伸び率	6
3	障害のある人の“働くよろこび”のために	8
4	就労継続支援A型事業所の状況	8
IV	目標工賃達成に向けた県の取組	10
1	事業所の受注機会を拓げるための取組	10
2	事業所の収益向上につなげるための事業所への支援	12
3	事業所への発注を推進するための取組	14
	参考資料	15

I 工賃向上計画の概要

1 静岡県工賃向上計画の概要

(1) 計画策定の経緯

障害者自立支援法は、障害のある人の自立した生活を支援することを目的として、平成18年に施行され、3障害（身体・知的・精神）の一元化、国の費用負担の義務的経費化のほか、就労支援の強化（就労支援事業の創設等）が規定されました。

平成25年には、同法が見直され、自立の代わりに基本的人権を享有する個人としての尊厳を明記した障害者総合支援法が施行されました。地域社会における共生の実現を基本理念とし、日常生活及び社会生活を総合的に支援するための新たな障害保健福祉施策が講じられることになりました。

国の工賃向上施策も、こうした法の施行に合わせて、様々な取組が行われてきました。平成19年には「工賃倍増5カ年計画」が示され、各都道府県において工賃水準倍増を目標に掲げた計画が策定されました。静岡県でも「障害のある人の工賃水準向上のための取組指針」を策定し、目標月額工賃を30,000円と決めました。

平成24年には国から「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」が通知され、全国一律の倍増ではなく、地域の経済状況など、各都道府県の事情を踏まえた、適正な水準の工賃目標を設定することとされました。静岡県でも平成24年度から26年度の3か年を計画期間と定めた、「障害のある人の工賃水準向上のための取組指針（改訂版）」を新たに策定し、障害のある人が地域で自立した生活ができる工賃水準30,000円の目標工賃を継承し、その実現のために官民一体となった取り組みを計画的に行うこととしました。

平成27年度に静岡県が作成した「静岡県工賃向上計画～障害のある人が地域で自立した生活を送るために～」では、県民全体で目指すべきメッセージとして目標工賃30,000円とは別に、工賃が高い事業所も低い事業所も、すべての事業所が等しく目指すことの出来る目標として、対前年伸び率5%という新たな目標を設定しました。この計画に基づき、授産製品の高付加価値化により販売促進を図る「しずおか授産品ブランド化推進事業」など事業所の受注の確保、収益力強化のための各種支援施策等を実施してきました。

最近の工賃を取り巻く状況では、県外の事例ではありますが、就労継続支援A型事業所の突然の閉鎖により、利用者である障害のある人が職を失うなど、障害のある人の工賃（賃金）をめぐる新たな問題も発生しています。

この度、国の新たな指針を受け、障害のある人の工賃を着実に伸ばしていくため、新たな工賃向上計画を策定しました。

(2) 対象事業所

就労継続支援B型事業所

ただし、就労継続支援A型事業所（雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。以下同じ。）、生活介護事業所（生産活動を行っている場合。以下同じ。）、地域活動支援センターのうち、独自に工賃向上計画（以下（事業所独自の計画）という）を作成し、工賃の向上に意欲的に取り組む障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という）についても本計画の対象とします。

(3) 計画期間

平成30年度から平成32年度まで

(4) 基本理念

障害のある人が分け隔てられることなく共生し、一人ひとりが特性に応じて自分の生活を自分で選び、決定し、地域で自立した生活を送ることで、誰もが「幸せ」となるユニバーサル社会を目指すことを本計画の理念とします。

Ⅱ 前「工賃向上計画」期間中の取組状況

1 前「工賃向上計画」期間中の工賃の状況

(1) 静岡県の工賃向上計画

障害のある人が地域で自立した生活を送るための工賃水準として、目標工賃月額を30,000円と定め、また平成27年度から29年度までの「静岡県工賃向上計画 ～障害のある人が地域で自立した生活を送るために～」では、目標工賃月額に加え、すべての事業所が等しく目指すことの出来る目標として、対前年伸び率5%という新たな目標を設定しました。

(2) 工賃実績及び目標達成状況

「障害者働く幸せ創出センター」を中心に、様々な工賃向上施策に取り組んできた結果、就労継続支援B型事業所における平均工賃実績は毎年連続して増加しており、平成28年度実績は15,159円と初めて15,000円を超えました。

利用者に支払われた工賃総額は、前年度の995,897千円から平成28年度には1,071,089千円と10億円を超え、施設数の増加に伴い利用者数も毎年増加し、平成28年度には、70,656人と7万人を超えました。

このように、工賃向上計画に基づく各種取組の成果が少しずつ表れていますが、全国平均も伸び続けているため、本県の平均工賃は、全国平均を下回っています。

また、平均工賃の分布を見ると、工賃実績が平均工賃15,159円を下回っている施設が167か所で、全体の59.2%を占めており、うち10,000円以下の事業所は74か所と約半数を占めています。

【表1】 平均工賃月額実績の推移

	H25	H26	H27	H28
施設数(所)	239	258	271	282
支払総額(千円)	821,278	910,772	995,897	1,071,089
支払延べ人数(人)	58,433	63,410	67,208	70,656
平均工賃(円)	14,055	14,363	14,818	15,159
対前年伸び率	0.7%	2.2%	3.2%	2.3%
全国平均(円)	14,437	14,838	15,033	15,295

【表 2】平成 28 年度平均工賃の分布

区分	工賃分布				計
	10,000 円未満	10,000 円以上 20,000 円未満	20,000 円以上 30,000 円未満	30,000 円以上	
施設数	74 か所	162 か所	36 か所	10 か所	282 か所
割合	26.2%	57.4%	12.8%	3.6%	100.0%
区分	H28 工賃平均 15,159 円未満		H28 工賃平均 15,159 円以上		計
施設数	167 か所	59.2%	115 か所	40.8%	282 か所

2 前「工賃向上計画」期間中の成果

(1) 福祉と企業等を“つなぐ”取組

ア「障害者働く幸せ創出センター」の運営

・「障害者働く幸せ創出センター」は、障害のある人の“働くこと”に関する総合的な窓口として、平成 22 年 5 月に静岡市に開設し、他 2 か所（沼津市、浜松市）の計 3 か所を拠点として、障害のある人の就労に関する情報提供や相談支援を行うとともに、企業等からの請負、物品の購入、百貨店や地域イベントでの授産製品の販売会のあっせんなど、福祉と企業等をつなぐ取組を行い、授産製品の販路開拓、売上げの増を図ってきました。

【表 3】障害者働く幸せ創出センター相談件数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
相談件数	440 件	731 件	982 件	1,039 件	648 件	598 件

イ 授産製品販売店舗の運営

・授産製品販売店舗「とも」を県内 2 か所（静岡市、沼津市）で運営し、授産製品への理解を深めるとともに、販売の促進を図っています。特に沼津店では喫茶店も併設し、障害のある人の“働くこと”を支援しています。

【表 4】授産製品販売・仲介実績

(単位：千円)

区 分		H25	H26	H27	H28
常設店舗「とも」売上額		15,757	16,340	14,485	18,843
仲介	製品販売額（イベント等）	39,722	35,302	32,374	38,392
	下請業務受注額	40,752	52,409	42,590	51,083
仲介計		80,474	87,711	74,964	89,475
合 計		96,231	104,051	89,449	108,318

(2) 工賃向上のための事業所支援の取組

ア 事業所の収益を上げる取組

- ・授産製品の認知度・販売ノウハウが不十分のため、消費拡大につながりにくいという課題を解決するため、県が選定した授産製品を専門家のアドバイスを基に高付加価値化し、製品のPRと販路拡大を図る「しずおか授産品ブランド化推進事業」を実施しました。選定された製品には、統一のブランドマークを掲げることで、他の製品との差別化を行い、製品のブランド力を向上させることで事業所の「稼ぐ力」を高める取組を実施しました。【H28年度～】

【表5】平成28年度しずおか授産品ブランド化推進事業の実施状況

内容	・専門家の助言による授産製品の改良のための指導・助言 ・ブランドマークの作成、配布による販路開拓
対象	就労継続支援B型事業所
H28実績	【授産品選定】食品3点 縫製品・雑貨2点 【専門家派遣】5事業所 【販路開拓】ブランドマークの作成、百貨店での販売

- ・事業所の活動に、新たに農業を加えることで、農産物の販売による売上げの増を図るため、「農福連携による工賃向上支援事業」を実施しました。農業を事業所の新しい収益源にするとともに一般就労の拡大を図るため、障害のある人の農業分野への職域拡大を支援しました。【H28年度～】

【表6】平成28年度農福連携による工賃向上支援事業の実施状況

内容	・農業の専門家を講師とした研修会、視察 ・専門家による農業技術個別支援 他
対象	就労継続支援A型・B型事業所
H28実績	【全体研修】座学：計2回25事業所 視察：計3回26事業所 【個別研修】専門家を派遣 15事業所 【農福連携マルシェ】事業所で作った農産物と加工品の販売会

イ 優先調達による事業所への発注拡大を図る取組

- ・静岡県等が授産製品や業務を発注する際の参考としてもらうための事業所ごとに取り扱っている製品や業務を分かりやすく紹介した「静岡県優先調達・事業所名鑑」を作成しました。【H27年度】
- ・県が発注する予定の印刷業務の一部を優先調達とする数値目標を設定し、事業所への更なる印刷発注のための環境整備を行いました。【H28年度～】
- ・静岡県が事業所等へ発注を行う際の、公表手続き等必要な事務の流れを分かりやすく解説した、職員向けのマニュアルを作成・配布しました。【H29年度】

(3) 事業所人材確保の取組

- ・障害のある人の自立を支援する事業所職員の能力向上を図るため、事業所職員を対象とした就労支援研修を実施しました。【H28年度～】

【表7】平成28年度就労移行促進事業の実施状況

内容	精神障害及び発達障害に特化した、対応能力向上研修を実施 【集合研修】9回及び【個別研修】80回
対象	就労継続支援A型・B型事業所及び就労移行支援事業所職員
H28参加者	【集合研修】延べ332人 【個別研修】39事業所

Ⅲ 目標工賃額の設定

1 地域で自立した生活を送るための目標工賃額

(1) 県民全体で目指していく目標工賃

前「向上計画」では、就労継続支援B型事業所を利用する障害のある人の目標工賃月額を30,000円と決めました。これに対し、平成28年度の平均工賃実績は、15,159円と、目標の半分の水準に留まっています。

障害のある人が地域で自立した生活を送り、障害のある人となない人との共生社会を実現するため、障害年金を除いた必要額を30,000円/月と定めた前「向上計画」を継承し、本計画においても、県民全体で目指していくべき目標工賃月額を引き続き30,000円とします。

目標平均工賃額（月額）	30,000円
-------------	---------

2 各事業所が目指すべき目標工賃伸び率

(1) 目標工賃伸び率の設定

前「向上計画」では、目標工賃月額30,000円とは別に、すべての事業所が等しく目指すことが出来る目標として、対前年伸び率という考え方を始めて設定し、各事業所がそれぞれの平均工賃を前年度から5%以上引き上げることを目標としました。

本計画でも、すべての事業所が目指すべき工賃伸び率として、対前年伸び率5%の目標を継承することとします。

目標伸び率	対前年5%
-------	-------

(2) 伸び率5%設定の考え方

ア 各事業所が定めた工賃向上計画の目標工賃平均額に対する実績伸び率

【表8】月額で目標を設定した事業所

計画作成 事業所数	区分	H27	H28	H29	H27~H28 伸び率
218 か所	目標工賃	14,360 円	14,863 円	15,386 円	3.5%
	実績工賃	14,816 円	15,237 円	—	2.8%

【表9】時間額で目標を設定した事業所

計画作成 事業所数	区分	H27	H28	H29	H27~H28 伸び率
41 か所	目標工賃	246 円	251 円	257 円	2.0%
	実績工賃	245 円	251 円	—	2.4%

【表10】平成28年度実績における伸び率5%以上の達成状況

施設数	前年度から増 額した施設数			割合	(全施設に 対する割合)
	うち伸び率5%以上	割合			
270	173	114	65.9%	42.2%	

イ 全国の工賃伸び率実績

H26~H27 平均工賃伸び率上位5県の実績を調査しました。

- 1位 5.3% (京都府)、2位 5.1% (三重県)、3位 4.7% (福島県)
4位 4.5% (宮崎県)、5位 4.4% (奈良県、佐賀県) 18位 (静岡県)

ウ 静岡県の工賃実績伸び率

工賃向上計画の策定を開始した平成19年度以降の工賃実績と伸び率を算出しました。

【表11】本県の工賃実績及び伸び率

(単位:円、%)

計画期間	H19~H23					H24~H26		
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
年度								
実績(月額)	13,309	13,556	12,562	13,173	13,652	13,953	14,055	14,363
伸び率 (%)	△ 2.6	1.9	△ 7.3	4.9	3.6	2.2	0.7	2.2
計画期間	H27~H29							
年度	H27	H28	H29					
実績(月額)	14,818	15,159	—					
伸び率 (%)	3.2	2.3	—					

(3) 各事業所が目指すべき目標工賃伸び率

目標工賃に対する実績工賃の伸び率は、月額 2.8%、時間額 2.4%という結果でした。工賃が増額した事業所では伸び率 5%を達成したのは 6割を超えましたが、減額した事業所も含めたすべての施設全体で見ると 5%以上を達成したのは 4割程となっています。

5%の目標に対し、実績は 2%台となっています。平均工賃 30,000 円を達成するためには全体の底上げが必要であり、現状より高い目標を設定する必要があること、また、伸び率 5%であれば全国 5位以内に入るとともに、過去最も高い伸び率も 4.9%であることを考慮し、引き続き 5%を各事業所が目指す目標工賃伸び率とします。

3 障害のある人の“働くよろこび”のために

県が定めた目標平均工賃月額 30,000 円は、障害のある人が地域で自立した生活を送るために必要とされる金額であり、対前年伸び率 5%は、工賃実績の高い事業所も低い事業所もともに目指すことの出来る目標として設定されました。

各事業所において、活動内容や地域の環境等は異なり、また利用者である障害のある人の能力や適性も様々です。各事業所が、それぞれの強みを活かし、職員と障害のある人が一体となった活動により、障害のある人が“働くよろこび”を実感することが大切です。障害のある人がその能力と個性を發揮し、事業所の可能な範囲で目標達成に向けて努力した結果として、精神的な満足と経済的な充実により、障害のある人が生きがいを得ることが理想的な姿と言えます。

4 就労継続支援A型事業所の状況

(1) 就労継続支援A型事業所の賃金の状況

就労継続支援A型事業所(以下A型事業所という)は、事業所独自の計画を作成し、積極的に取り組んでいる事業所を本計画の対象としています。

近年、新たに開設するA型事業所や利用者が増加している中で、一部A型事業所の不適切な運営が問題となっています。平成 29年 3月には、A型事業所の適正な運営に向けた指定基準の見直し等の通知が国から出されるなど、障害のある人の就労のための訓練の場というA型事業所の本来の事業趣旨に沿った運営が求められています。

【表 12】 就労継続支援 A 型事業所の賃金等の推移

	H26	H27	H28	平均伸び率※
施設数 (所)	83	92	96	7.5%
支払総額 (千円)	1,101,742	1,350,786	1,551,782	18.7%
平均賃金 (円)	66,286	67,414	70,346	3.0%
全国平均 (円)	66,412	67,795	70,720	3.2%

【表 13】 平成 28 年度賃金分布

区分	就労継続支援 A 型事業所賃金分布				
	70,000 円未満	70,000 円以上 80,000 円未満	80,000 円以上 100,000 円未満	100,000 円以上	計
施設数	63 か所	20 か所	7 か所	6 か所	96 か所
割合	65.6%	20.8%	7.3%	6.3%	100.0%

静岡県の A 型事業所数の平均賃金は年々増加しており、平成 28 年度実績では初めて 7 万円を超えましたが、7 万円未満が 65.6%と 6 割以上となっています。

(2) 就労継続支援 A 型事業所の経営状況

A 型事業所経営状況の実態把握調査を行いました。

- ・対 象：県内の A 型事業所のうち県指定事業所 52 か所【うち回答 45 か所】
- ・調査時点：平成 29 年 12 月末現在

① 経営の状況

事業所の生産活動による利益から必要経費を引いた収支のみで、利用者の賃金を支払うことができていない A 型事業所は全体の約 8 割に達しています。

- ② 上記に該当する A 型事業所は都道府県等に経営改善計画書を提出することとされていますが、上記 8 割のうち、9 割以上の A 型事業所が提出済です。

A 型事業所のうち 8 割弱が赤字経営という状況であり、早急な事業の改善が必要です。事業所の閉鎖により、障害のある人が突然職を失うという事態が起こらないよう、A 型事業所にも事業所独自の計画の作成を促し、適切な運営を行うよう求めていくこととします。

IV 目標工賃達成に向けた県の取組

1 事業所の受注機会を拡げるための取組

(1) 企業等と事業所を“つなぐ”取組の推進による受注機会の確保

ア 「障害者働く幸せ創出センター」による事業所の受注機会の確保

- ・「障害者働く幸せ創出センター」のスタッフが、企業等を訪問し、事業所への請負、授産製品や施設外就労の発注の呼びかけを行い、企業等と事業所との連携・協働体制の構築を図ります。
- ・東部地域（沼津市）と西部地域（浜松市）にもスタッフを配置し、各地域における企業等と事業所間の連携を図るとともに、静岡市の拠点に情報を集約・共有することで、一体となった支援活動を実施します。
- ・事業所に対しスーパーや地域でのイベント等における販売会への参加を斡旋し、授産製品の売り上げ増を図ります。

○事業所の受注の状況

事業所の請負等の受注のうち、民間企業からの発注が大きな割合を占めていることから、企業と事業所を“つなぐ”ことにより民間企業からの受注実績を増やすことが重要です。このため、民間企業からの受注状況について、以下のとおり調査を行いました。

- ・調査名：就労継続支援B型事業所の民間企業からの受注額調査
- ・調査対象：県内の就労継続支援B型事業所 282 箇所【うち回答 224 か所】
- ・調査対象期間：平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 1 年間

① 民間企業からの受注の有無 単位：所

あった	210
なかった	14

② 主な受注内容及び受注額 単位：所、千円

項目	事業所数	受注額計	平均	主な内容
物品購入	81	82,958	1,024	縫製品、食品、小物類等
役務、下請け	192	511,026	2,662	袋詰め、箱折り、組立作業等
施設外就労	65	82,168	1,264	農作業、梱包、清掃業務等

※複数回答のため、事業所数の合計は回答数と一致しない。

③ 収益の中で一番割合の大きい発注元

単位：所、%

発注元	事業所数	割合
民間企業	135	60.3
県、市町等からの優先調達	16	7.1
上記2つ以外からの受注	24	10.7
店頭での販売（喫茶等含む）	35	15.6
その他	14	6.3
計	224	100.0

ほとんどの就労継続支援B型事業所が民間企業から受注を受けており、収益に占める割合も大きく、物品から施設外就労まで受注内容も多岐に渡っています。

(2) 障害のある人の“働くこと”や授産製品への理解促進

ア「障害者働く幸せ創出センター」からの情報発信

- ・事業所、企業等、障害のある人からの相談窓口を開設し、障害のある人の“働くこと”に関する情報発信を行います。
- ・各事業所が受けられる下請け業務や扱っている授産製品等の事業所に関する情報提供を行うことで、企業等から事業所への発注の促進を図ります。
- ・事業所における障害のある人の活動や授産製品の展示、各種イベント、セミナーの案内など障害のある人の“働くこと”に関する情報提供を行います。
- ・事業所で制作している授産製品などを一覧にして分かりやすく表示し、幅広く情報発信を行う「しずおか授産製品Webカタログ」等を活用し、授産製品への理解促進と受注拡大を目指します。

イ「とも」による販売促進と販路拡大

- ・静岡市と沼津市の県内2か所で授産製品販売店舗「とも」を運営し、授産製品の販売を通して、障害のある人の“働くこと”について、身近に感じてもらうとともに、クリスマスなど定期的に販売フェアを実施し、福祉に馴染みのない一般の方々にも来店を呼びかけ、売上げを増やすことによる工賃向上を図ります。
- ・企業のオフィス内に「とも」で扱っているクッキー等のお菓子類を置き、食べた分だけ料金を支払う「置き菓子」方式による販売についても、来年度以降も継続して実施し、売上げの増を図ります。

ウ 様々な手法による情報発信

- ・障害のある人が合唱やダンス等を披露する障害者芸術祭において、授産製品コンクールで入賞した事業所の表彰を行い、併せて表彰作品を会場内に展示することで、来場の方々に障害のある人の活躍や授産製品の魅力をアピールします。

- ・静岡県では、障害福祉団体に委託して、県庁内に食事や飲み物を提供する喫茶店「ぴあ〜」を運営しています。障害のある人が給仕等の仕事に携わっている姿を来店者に見ていただくことで、障害のある人の“働くこと”についての理解を深めていきます。また、店舗内で授産製品を販売しており、授産製品への理解と売上げも併せて伸ばしていきます。

【表 14】 授産製品販売店「とも」の概要

	東 部	中 部
名 称	とも沼津店	とも静岡店
住 所	沼津市大手町 1-1-3 沼津商連会館 1 階	静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 1 階
電 話	055-963-9100	054-251-8123
営業日時	火曜日～土曜日 午前 10 時～午後 5 時	月曜日～土曜日 午前 9 時 30 分～午後 4 時
業務内容	授産製品販売、喫茶、軽食	授産製品販売

2

事業所の収益向上につなげるための事業所への支援

(1) 授産製品の競争力を高め、販売促進を図るための支援

ア 授産製品の付加価値を高めるブランド力の向上

- ・近年の授産製品は、品質、デザインともに一般の製品と比べても遜色ないものが増えていますが、販売ノウハウや商品イメージの向上など課題を有しています。そのため、外部の専門家からいただいたアドバイスなどを基に改良を行った授産製品の販路開拓を支援し、高品質で付加価値のある授産製品というブランドイメージを高め、障害のある人を応援するために買うというイメージから、通常の商品と同じものであるというイメージに変えて行くことにより、授産製品全体の売上げ増による上質向上を目指します。

イ 農福連携による生産活動の職域の拡大

- ・事業所が受けている企業からの下請け作業は、景気の影響を受けやすく収益が安定しづらい面があることから、今まで事業所が取り組んでいなかった職種への進出を促し、業務の多様化による事業所の収益の安定、売上げの増を図る必要があります。

- ・近年、福祉と農業の連携が進められており、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中でも農福連携が具体的施策のひとつとして打ち出されています。このため、事業所に農業への参入を促す「農福連携」を推進し、事業所の収益の多角化、販路拡大を図り、工賃向上を目指します。
- ・事業所を対象とした研修や個別支援による農業技術指導等を通して、事業所の農業への参入、農産物の6次産業化を支援します。
- ・農業生産者と事業所との一層の連携を図るため、施設外就労のマッチングに向けた支援を行います。
- ・事業所の農産物又は農産物加工品を専門家の助言を受けながら改良を行い、販路開拓を支援することで、事業所の収益力の向上を図ります。

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日 閣議決定）

4 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(3) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進、ICTの活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

(2) 事業所職員の支援力向上のための取組

ア 企業CSRを活用した事業所運営力の向上

- ・企業の社会的責任による貢献活動（企業CSR）の理念を活かし、授産品販売会の機会の提供、企業ノウハウを学ぶための研修等事業所のニーズに合致した支援を通じ、事業所の運営能力向上につなげます。

イ 就労支援技術を活かした工賃向上支援力の強化

- ・事業所職員を対象とした就労支援技術向上研修等を実施し、職員が利用者である障害のある人の能力を引き出すことにより、魅力的な授産製品の開発、制作等につなげます。

(1) 官公需拡大のための取組

ア 調達方針の策定及び県各部局間の連携による発注の推進

- ・官公需の拡大に向けて県の各部局が共通の認識に基づき、一体となった発注を行うため、「静岡県障害者就労施設等からの物品等の調達推進本部」を毎年度当初に開催し、すべての部局に対し発注に向けた協力依頼、部局間における課題等の共有を行います。

また、その会議の場で「静岡県障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、当該年度の県としての調達目標額を定め、目標達成に向けて発注を促していきます。

イ 事業所への発注促進を図るための市町との連携

- ・市町の発注実績は、年々増加しており、官公需への理解が進んでいるところですが、更なる発注拡大に向けて、市町ごとの発注実績や具体的な発注事例を取りまとめて情報提供するなどして、市町に対し一層の発注を促します。

ウ 共同受注窓口の活用による受注の拡大

- ・静岡県社会就労センター協議会が障害者働く幸せ創出センター内に移転したことにより、両者の連携による共同受注窓口業務を推進し、行政機関だけでなく、企業等すべての主体から、幅広く受注機会が図られるような体制を整備し、事業所の受注増を目指します。

〈参考資料〉

1 工賃向上計画の経緯

時 期	内 容
平成 19 年7月6日 計画期間: H19~23	〈国指針〉『「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針』通知 目標設定: 原則として平成 18 年度の工賃実績の平均額の倍以上の水準を目指すこと (考え方: 単身の衣食住の出費に必要な最低水準を「月 10 万円」に設定。障害者年金(月額 6万 6,000 円)に加え、工賃を倍増させ3万円とすることで「月収 10 万円」に近づけたい)
平成 20 年3月 28 日 計画期間: H19~23	〈県指針〉障害のある人の工賃水準向上のための取組指針策定 工賃水準目標額: → <u>30,000 円</u> (月額) GHでの1か月の生活費 93,000 円 障害基礎年金 66,000 円 <u>△27,000 円</u>
平成 24 年4月 11 日 計画期間: H24~26	〈国指針〉『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』通知 目標設定: 都道府県における経済状況などを踏まえ、 <u>適正な水準を設定</u> すること。 『「工賃倍増5か年計画」は廃止する。』
平成 24 年 12 月 27 日 計画期間: H24~26	〈県指針〉障害のある人の工賃水準向上のための取組指針(改定版)策定 工賃水準目標額→ <u>30,000 円</u> (月額) を継承
平成 27 年 3 月 24 日 計画期間: H27~29	〈国指針〉『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』一部改正 障害者優先調達推進法に基づき、積極的な発注に取り組むことを明記
平成 28 年2月 計画期間: H27~29	静岡県工賃向上計画 平成 27 年度から 29 年度までの新しい工賃向上計画を策定
平成 30 年2月 28 日 計画期間: H30~32	〈国指針〉『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』一部改正 事業所の取組として、施設外就労等への支援を明記
平成 30 年3月 計画期間: H30~32	静岡県工賃向上計画 平成 30 年度から 32 年度までの新しい工賃向上計画を策定

2 静岡県の就労継続支援B型事業所数等の状況

項 目	H27	H28	H28-H27
事業所数	271 か所	282 か所	+11
支払総額	995,897 千円	1,071,089 千円	+75,192
延べ人数	67,208 人	70,656 人	+3,448

3 就労継続支援B型事業所の静岡県及び全国平均工賃実績

(単位：円)

根拠	国指針:「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針					平均伸び率
計画期間	H19	H20	H21	H22	H23	
目標工賃	平成23年度までの目標月額30,000円					
実績(月額)	13,309	13,556	12,562	13,173	13,652	0.8%(H19~H23)
全国	12,600	12,587	12,695	13,079	13,586	1.9%(H19~H23)

根拠	国指針:「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針			平均伸び率
計画期間	H24	H25	H26	
目標工賃	15,000	20,000	30,000	
実績(月額)	13,953	14,055	14,363	1.5%(H24~H26)
全国	14,190	14,437	14,838	2.3%(H24~H26)

根拠	国指針:「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(一部改正)			伸び率
計画期間	H27	H28	H29	
目標工賃	H29までに月額30,000円及び対前年5%			
実績(月額)	14,818	15,159	—	2.3%(H27~H28)
全国	15,033	15,295	—	1.7%(H27~H28)

4 障害者働く幸せ創出センターの概要

「障害者働く幸せ創出センター」は、障害のある人の働くことに関する相談窓口や、情報提供等の支援を通じて、障害のある人の「働く幸せ」を応援する目的で静岡県が設置した福祉と産業界、地域をつなぐ拠点施設です。

- 開館日 月曜日～金曜日・第4日曜日(祝日及びお盆、年末年始を除く)
- 開館時間 午前9時～午後6時
- H29運営委託先 NPO法人オールしずおかベストコミュニティ(毎年度公募により決定)
- 連絡先

〒420-0031

静岡県静岡市葵区呉服町2-1-5

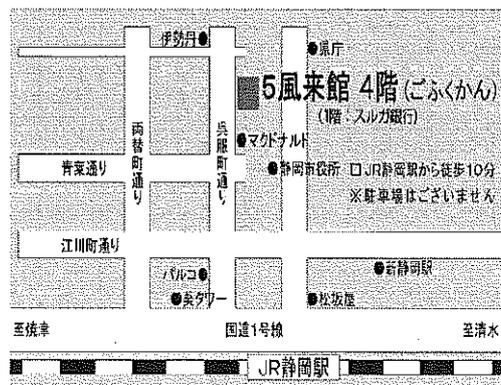
5風来館4階

TEL: 054(251)3515

FAX: 054(251)3516

Mail: info@all-shizuoka.or.jp

<http://www.all-shizuoka.or.jp>



富国徳の理想郷—しずおか



Shizuoka Prefecture

静岡県工賃向上計画

(平成30年度～平成32年度)

静岡県健康福祉部障害者支援局 障害者政策課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

TEL 054-221-3619 FAX 054-221-3267